

第3章「二地域居住」に関する個別事例

本章では、「二地域居住」に関する地方公共団体の具体的な取組事例を整理した。なお、ここでは、本調査で組織した研究会委員である7つの地方公共団体における事例をとりあげた。

(1) 福島県の事例 ～二地域居住等に係る取組と今後の方向～

①取組の現状

本県においては、観光、都市農村交流事業など短期的な交流人口に係る取組とU I Jターンの促進策や住宅団地・工業団地の造成分譲など定住人口増加のための取組が主なものだが、今年度から、緑のふるさと協力隊員を受け入れる市町村に対して補助する制度を設けるなどの取組をはじめたところである。

また、県内市町村においては、昭和村の「からむし織体験生（織姫・彦星）事業」、西会津町の「西会津国際芸術村事業」、都路村の「都会人受入による村おこし」などの取組が従来から行われてきた。

②本県地域の課題

本県は、出生率は比較的高いものの、平成17年3月1日現在、85市町村のうち70市町村が過疎・中山間地域となっており、これらの地域では、今後、深刻な人口減少が危惧されている。また、いわゆる三位一体の改革により地方交付税は削減される方向にあり、小規模自治体の中には単独で自治体を維持することが困難となり、合併を選択せざるを得ない状況に追い込まれている町村もある。しかし、広大な過疎・中山間地域が広がる会津地域や阿武隈地域などは、合併をしてもその効果が現れにくい地域であり、このままでは行政サービスの低下等からさらなる人口減少を招き、コミュニティの崩壊に至ることが懸念されるなど地域社会存立の危機に直面している。

③福島県過疎・中山間地域振興戦略

このような中、本県の過疎・中山間地域を活力ある地域として再生し、ゆとりと豊かさの実感できる生活を再現すること、及び地域の豊富な資源とそこで培われてきた伝統文化を活かした魅力と個性のある地域づくりを図ることが重要な課題の一つであることから、本県は、過疎・中山間地域の持つ多面的な機能（森林や農地が有する国土保全、水源涵養、景観などの機能）の重要性に着目し、それを守っていく地域・住民への支援を県内7つの生活圈毎に地域の実情に即して実施していくため、昨年11月、「福島県過疎・中山間地域振興戦略」を策定した。

本県では、今後、この振興戦略に基づき、既存の枠組みにとらわれず、地域特性や住民の置かれた環境に配慮しながら、住民による自主的・主体的な地域づくり活動を積極的に支援していくこととしている。

④今後の交流・二地域居住・定住への取組方向

「福島県過疎・中山間地域振興戦略」の重点施策として、UIターン者定住のための住宅情報等の提供及び農業技術支援を行うことなどを掲げており、UIターン希望者に住宅・地域情報、就労・就農体験等の情報を集約したホームページやパンフレットを作成配布する事業、UIターン者などの新規就農希望者に対して支援する「就農サポーター」を配置する事業、空き家住宅を調査・整備し、UIターン者に提供する事業など、一連の事業を実施することにより定住を促進することとしている。

また、二地域居住にもつながる滞在型グリーンツーリズムを推進するため、農家民宿に関する規制緩和にも取り組んでいく。

これらの取組は、新規定住者による人口増と新規定住者の有する新しい発想による地域活性化が主眼であるが、交流人口・二地域居住人口の拡大が定住人口の増加につながると考えられることから、今後は、交流人口、定住人口のみならず、二地域居住人口の拡大策についても検討を進めていく考えである。

「福島県過疎・中山間地域振興戦略」に位置づけられている施策一覧

○重点施策

| 番号 | 項目 | 体系 | 内容 |
|----|--|-------------|--|
| 1 | 過疎・中山間地域経営戦略会議（仮称）の新設 －出先機関の連携強化と現場主義の徹底－ | 1 2 3 | 現場の声を反映した総合行政施策を立案するための経営戦略会議を新設する。 なお、方部別の経営戦略会議（仮称）の具体的役割は次のとおり。 ①過疎・中山間地域振興に係る部局間連携事業の企画 ②過疎・中山間地域振興に係る企画・執行段階での各種事業の部局間調整 ③規制緩和策の検討 |
| 2 | 地域のニーズに応えた地域道路ネットワークの構築 | 2 | ①地域の振興ビジョンを道路計画に反映させることによって、地域の課題に応じた道路整備を行う。 ②観光・医療等を含め地域のビジョンを実現するために、部局を越えた広い観点から道路計画を作成する。 |
| 3 | 観光の総合化及び戦略の強化 | 2 3 | 観光担当部局を強化し、全県的な戦略の上で各部の施策が行われるように「頭脳」として機能できるようにする。 ①各部横断的なプロジェクトチームを早急に立ち上げ、現在の観光行政の問題点の洗い出し整理する。 ②福島県観光戦略を策定する。 ③各地域の資源を有効活用できるよう各振興局単位に観光戦略を策定する。 |
| 4 | IT技術の活用による安全・安心の確保 | 2 3 | ①緊急時の連絡を確保するために、過疎・中山間地域における携帯電話不通話エリアを解消する。 ②医療の地域格差を減ずるために、診療所と中核病院の間で光ファイバー網を活用し、医療連携システムを構築する。 ③特に積雪により冬期間の交通が困難な特別豪雪地帯において、早急に確立する。 |
| 5 | UIターン者定住のための住宅情報等の提供及び農業技術支援 | 2 3 | UIターン希望者に対して、情報の発信から生活の支援までを一体的にサポートする体制を整備する。 ①定住に関する情報の受発信窓口の統一を図る。 ②各地域に住宅情報を集めたり暮らし方策を支援する世話人の配置。 ③UIターン希望者に対してワーキングホリデー等を斡旋する。 ④UIターン者がそこで生活していけるよう、農業技術の指導（農業研修や技術指導）や職業紹介等についての体制を整備する。 |

| | | | |
|---|--|-------------|---|
| 6 | 中山間地域農林産物の情報ネットワークの構築による生産・加工・流通・販売の促進 | 2 3 | 中山間地域振興には、農林（業）と商工（業）が連携し、情報ネットワークを構築する。 ①農林業者と加工・流通・販売業者、消費者との情報交換の場を設定する。 ②関係グループ（機関）により的確なニーズを把握し、情報を集約し共有化を進める。 ③農林産物・地場産品等についてPR窓口を一つに集約する。 ④売れる物づくりや成り立ちうる農業経営等を進めるため、各種ニーズを試験研究課題に反映する。 ⑤健康や美容など農林産物の新たな機能性を解明し、その利活用を検討する。 |
| 7 | 農家民宿に関する規制緩和 | 1 | 農家が初期投資を極力抑えて農家民宿を簡便に開業できるよう、農家民宿業に係る規制を緩和する。 ①現場で障害となっている課題や問題点を全庁的に総点検し、県条例等の改正に向けて取り組む。 ②必要に応じて国に対しても、法律の改正等について提言・要望する。 |
| 8 | 地域づくりのための県民施策提案事業 | 1 2 3 | ①住民や民間団体、市町村等から、過疎・中山間地域振興に関する具体的なアイデアや建設的な提言等を募集し、優れたものは出先機関において速やかに事業化し実施する。 ②①の事業化と実施のための一定の予算枠を各地方振興局単位に確保する。 |
| 9 | 過疎・中山間地域における森林療法（森林セラピー）モデル事業 | 2 3 | ①森林療法の実施に対応できるよう基礎的調査、情報の収集をすすめるとともに、同療法のモデルとなる施設を整備する。 ②「過疎・中山間地域」の豊かな森林資源を森林療法の場や保養地として整備する方策を検討する。 |

○今後取り組むべき施策

| 番号 | 項目 | 体系 | 内容 |
|----|---------------------|-------------|--|
| 1 | 住民協働型地域づくり事業の連携強化 | 1 2 3 | 地域づくりサポート事業、地方振興局企画調整事業費、市町村と県パートナーシップ事業、元気ふくしま、地域づくり・交流促進事業、地産地消関連事業、グリーンツーリズム関連事業等の住民協働型の地域づくり事業について、出先機関同士における企画段階での連携をシステム化する。 |
| 2 | 県職員による町村応援隊の整備 | 1 3 | 県職員が、積極的に過疎・中山間地域町村の出身地や赴任地などゆかりのある過疎・中山間地域町村を支援する。 |
| 3 | 子育て支援システムの整備 | 1 3 | 保育所だけでなく、様々な形態で子育て・保育が可能となる仕組みを検討する。 |
| 4 | 廃校や遊休公共施設等の活用 | 1 2 3 | 廃校やその他の遊休公共施設を、高齢者や障がい者等のための福祉施設や、保育園、生涯学習センターその他様々な施設に再利用し、地域の新しい拠点とする。 |
| 5 | 農山村女性の海外研修制度の活用 | 1 | 過疎・中山間地域に生活する女性の視野を広げ、地域経営に関する意識を高め、研修の成果を地域活動に還元するため、海外研修制度を積極的に活用、展開する。 |
| 6 | 住民の利用しやすい公共施設の管理・運営 | 1 3 | ①指定管理者制度の活用も含め、民間委託できる業務について改めて検討を進める。 ②公共施設の施設管理者の柔軟な対応（運用）を進める。 |

※「体系」欄の番号は、振興戦略の中の「5 課題解決に向けた県の取組の手法」の分類であり、1－「制度改正・運用改善」、2－「事業の連携と統廃合」、3－「新規事業の提案」を表す。

福島県の過疎・中山間地域における主な定住促進関連事業（平成17年度新規事業）

| 事業名 | 事業概要 |
|-----------------------|--|
| U I ターン者定住化促進事業 | U I ターン希望者を誘導し定着化を図るため、過疎・中山間地域の住宅・地域情報、就労・就農体験等の情報を集約し、ホームページ掲載やパンフレット配布等により、情報発信を行う。 |
| 過疎・中山間地域就農サポーター活動支援事業 | 過疎・中山間地域へのU I ターン者を中心とした新規就農者の確保と定着化を図るため、就農定住促進活動を行う「就農サポーター」を設置する市町村に対して助成する。 |
| 空き家住宅を活用した地域定住・活性化事業 | 市町村が地域定住・活性化のために行う、空き家等を活用した地域の住環境整備に対して経費の一部を助成する。 |
| 県北あぶくま地域耕作放棄地活用促進事業 | 県北阿武隈地域は、過疎・中山間地域が多く、人口の減少、高齢化や後継者不足等で農業の担い手が減少し、耕作放棄地の拡大が進んでいるため、都市住民による再生応援隊を結成するなど、農業者との協働による各種事業を実施し、耕作放棄地の拡大防止を図る。 |
| 阿武隈地域振興支援事業 | 県中阿武隈地域は、過疎・高齢化の進行に加え、葉たばこの廃・減作等により耕作放棄地が増大するなど、地域活力が低下していることから、高齢者等の生産出荷を支援する農産物流通システムを構築するとともに、新たな地場産品の開発等を図り、地域振興を支援する。 |
| 東白川地方魅力ある地域づくり推進事業 | 県南の東白川地方は、過疎化が進行しているものの、首都圏からの日帰り観光も可能であることから、地域内でのビジネスチャンスを生み出し若者の定住に結びつけるため、住民代表、商工団体、町村、県の出先機関が協働して実践計画を策定し、地域振興を図る。 |
| 会津いいとこいっぺえあんど大作戦 | 会津地域は、編み組細工・からむし織り・会津地鶏など多くの「地域の宝」を持っており、風土や自然に惹かれ移り住む人が多い一方で、雇用機会の確保や交流人口の拡大に課題があるため、「地域の宝」の販路拡大や空き家活用等により、課題解決に一体的に取り組む。 |
| チャレンジ南会津快適空間形成事業 | 南会津地域では、平成20年度に予定される国道289号甲子トンネルの開通にあわせ、管内町村・企業・関係団体等による戦略会議を設置し、企業誘致に取り組むとともに、地域資源を活用した体験型観光による交流人口の増加を図るため、人材育成事業を実施する。 |
| あぶくまロマンチック街道地域活性化支援事業 | 国道399号沿線の1町4村において「あぶくまロマンチック街道構想推進協議会」が組織され、沿線の地域振興を図るため「あぶくまロマンチック街道構想」に取り組んでいることから、その街道構想の実現に向け、農産物直売所の活性化など各種事業を実施する。 |
| 3つの交流軸の結節点を活かした交流促進事業 | いわきの中山間地域は、市内の平坦地に比べ高齢化や人口の減少が進んでいることから、いわきが3つの軸（常磐道、磐越道、国道289号）の結節点に位置していることの特徴を活かし、地域資源を発掘して情報を発信し、都市部等との交流を促進する。 |

(2) 新潟県の事例 ～仕事おこし定住促進への挑戦～



週末ごとに足を運び、地域との協働で空き家の改修に精を出す都会の若者たち。

棟梁の指導を受けながらの作業は、とても勉強になるという。

地元農家が経営する4棟めの農家民宿として、見事に生まれ変わった。

ここにまた、地域の新しい「仕事」と、若者にとっての「ふるさと」が生まれた。

中山間地域の担い手がない・・・

新規定住者を迎えようにも、「職」がない・・・

新潟県は、この命題に挑む。

中山間地域でも収益を確保して生計をたてることのできる「仕事のスタイル」を確立するため、平成16年度に「仕事おこし定住促進実証事業」を実施した。

冒頭の事例は、実証における「仕事拡大」の場面で、二地域居住による担い手確保の事例として現れたものである。将来の担い手確保を見据えて「目的意識を持った人に気軽に来てもらおう」仕事おこしチャレンジャー募集の試行へとつながった。

実証の舞台のひとつとなった、農家民宿。

どぶろく製造場を兼ねたこの場所で、写真の青年が住み込みで事業拡大を支えた。

たくましく成長した青年は、ここでの経験を活かして県内の離島・粟島を新天地に。

後進に道を譲った形で、今度は「仕事おこしチャレンジャー」がやってくるのを待っている。



仕事おこし定住促進実証事業（H16）の結果について

○ 事業の成果

- ① 中山間地域でも、複合的に「仕事」を拡大することにより雇用を創出し、新規定住者の暮らしが成り立つ可能性を見出した。

「仕事」の組み合わせは多様。農業＋農産加工＋農家民宿＋市民農園など工夫により、更に拡大の余地がうかがえる。

- ② 空き家・遊休農地の情報を一元化し、移住に関する一連の支援を地元住民が担うことで、地元とのコミュニケーションが図られ、円滑な移住につなげることが可能。
 - ③ 都市部等との結びつき強化により、誘客・有利販売、移住希望者の受入等の可能性が高まった。
- ◆ ①「仕事」の拡大、②受入体制づくり、③都市部等との結びつき強化、を一体的に取り組むことにより、全県への拡大が可能。

○ 事業の実施方法

- ① 「仕事」拡大による雇用創出

中山間地域において、都市部等から新規参入者を受け入れることにより事業を拡大し、これにより雇用が拡大する（新規参入者の暮らしが成り立つ）ことを実証。

- ② 新規参入者の受入体制検討

フォーラム、ワークショップ等の手法を用いて検討。

地元住民自らがNPOを核にプロジェクトを立ち上げ、実際の情報発信・受入を想定したシミュレーション（お試しツアー企画）。

- ③ 都市部等との結びつき強化

継続したニーズ調査、意見交換、協働呼びかけ等を通じて、誘客・有利販売、移住希望者の受入等につながる具体的な助言・支援を得るなど。

新しいふるさとづくりフォーラム



昔ながらの、ワラ納豆



鍵を握る「どぶろく」製造

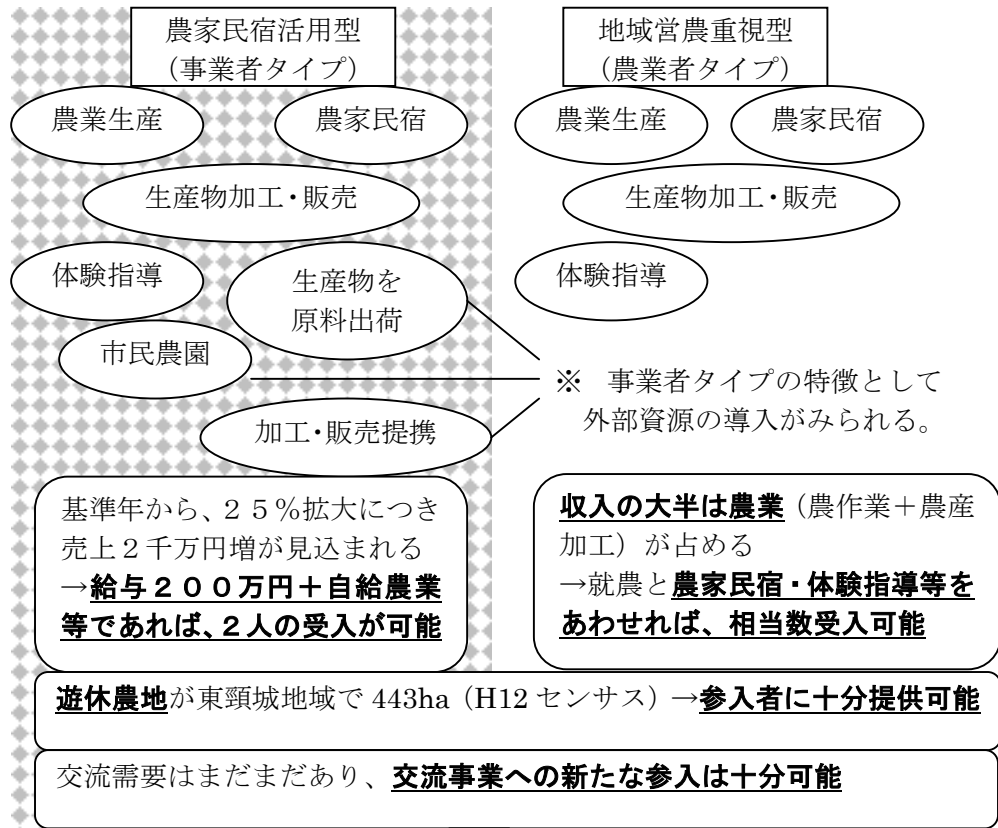
H16 仕事おこし定住促進実証事業の結果概要

(その1) 実証の結果

「仕事おこし」として
成り立つ

仕事の組み合わせ

参入のキャパシティ



(その2) 評価・検討の結果

成り立つ条件

- ① 収益を生むメニュー、他の事業者・農業者を巻き込んだ収益モデル
- ② 受入の核となる事業者・農業者の育成・確保
- ③ 地元住民による、移住者に提供する住まい・農地確保の仕組み
- ④ 担い手として意欲ある移住希望者、優良顧客として購買・交流者の確保

(その3) 実施課程で判明した地域・都市の動き

- ◆地域で、交流、販売、参入の多様な可能性を追求し、提案する個人、企業、団体が現れ、連携が進められている。
- ◆都市で、「新潟の田舎暮らし」に関心を持ち、交流、購買、移住の推進・サポートに取り組む個人、団体が現れ始めた。

戦略

仕事をおこし、定住を促進

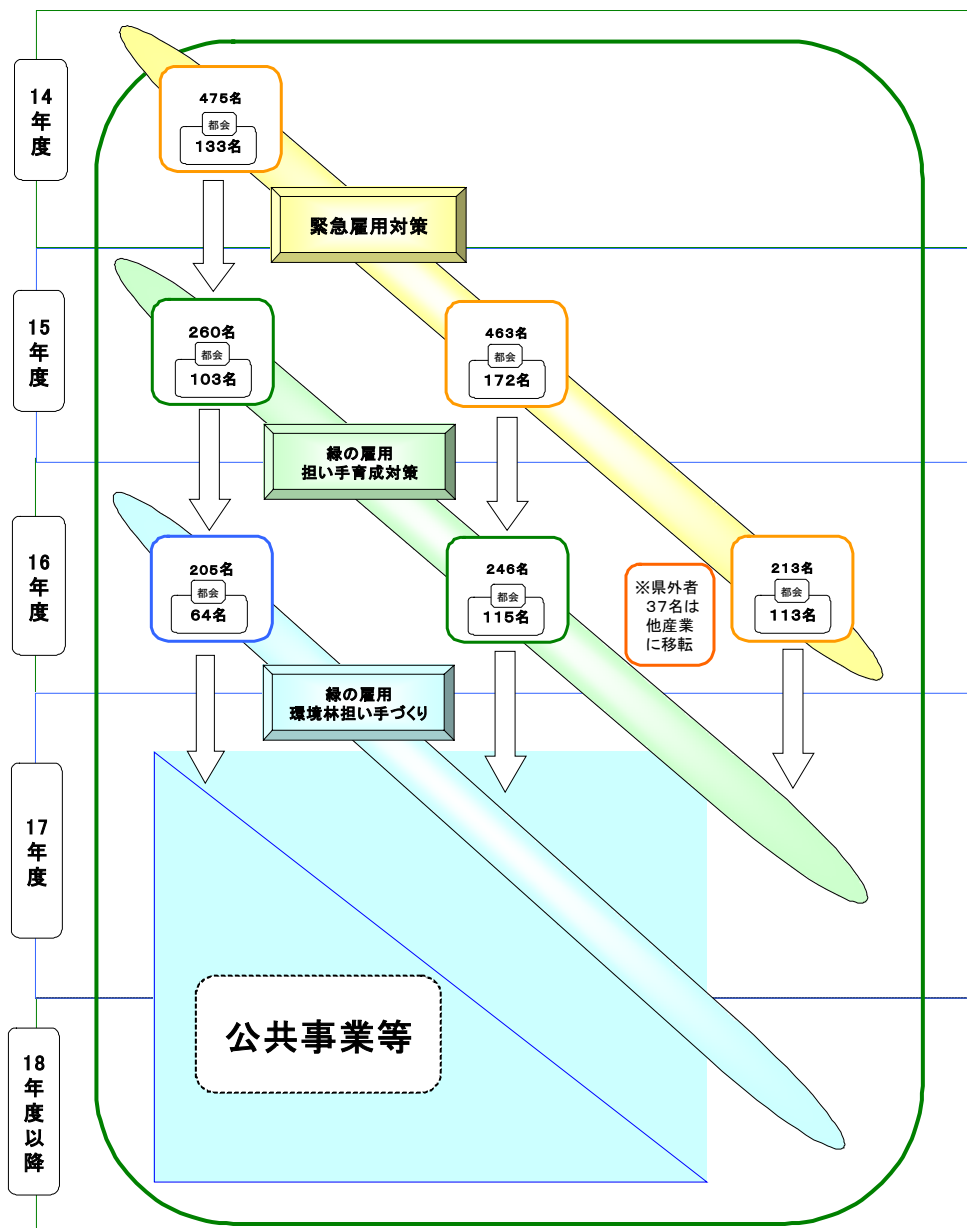
- ◆特区等規制緩和を活用した活性化
- ◆都市との結びつきを強化

- ①地域に根ざした仕事おこし (スモールビジネスの創出)
 - ・特区参入事業者等による商品開発・販売手法開発
 - ・体験交流の満足度向上・ビジネスツール化
 - ・販路拡大・誘客促進活動
- ②新規定住者の受入体制づくり
 - ・地元で、ワンストップサービス提供体制構築

(3) 和歌山県の事例 ～緑の雇用事業～

和歌山県では、平成14年から国の緊急雇用創出基金事業を活用し、森林の環境保全で森林組合等の新たな雇用を創出する「緑の雇用事業」をスタートさせた。従事者を県内だけでなく広く全国から募り、本県の山村地域への定住による活性化を目指そうとするものである。こうした取り組みが国において評価され、農林水産省においてさらに1年間研修に従事できる緑の雇用担い手育成対策事業が予算化され、総務省においては地方財政措置に盛り込まれた。

事業の仕組みと従事者数



上記の図に掲げたとおり、平成14年度は475名を雇用し、うち県外者は133名。15年度は新規に463名、うち県外者は172名、16年度も新規に213名、うち県外者は113名を雇用した。これらの方々には2年目に林野庁の緑の雇用担い手育成対策事業、3年目は県で創設した環境林担い手づくり事業に従事した。この結果、平成16年12月末では約600名の方々が従事しており、うち県外者は329名（他産業へ移転した37名を含む。）であり、ほとんどが和歌山県内に住居を移している。これら県外者の平均年齢は36.2歳。このうち約1/3は家族もいっしょに暮らしているため、500名を超える県外者が本県に移住してきたということになる。

こうしたIターン者の移住による地域への効果としては、お祭りや溝掃除等の行事に新たな参加者が現れ賑やかになったこと、小学校・保育所への入学・入園があつて施設が維持できるようになったこと、それから隣近所ができたため相互の助け合いが見られるようになったことである。

次に住居の問題であるが、山村地域においては、人口流出に伴う空き家が発生している。また県外者の住居の志向についても田舎らしい自然に囲まれた空き家等を希望する。しかしながら適当な貸し家がないのが現状である。

役場、森林組合等で地域の空き家、賃貸住宅等を探したが、全てを確保出来ず、県、市町村で100戸あまり緑の雇用従事者のための定住住宅を整備した。

定住住宅

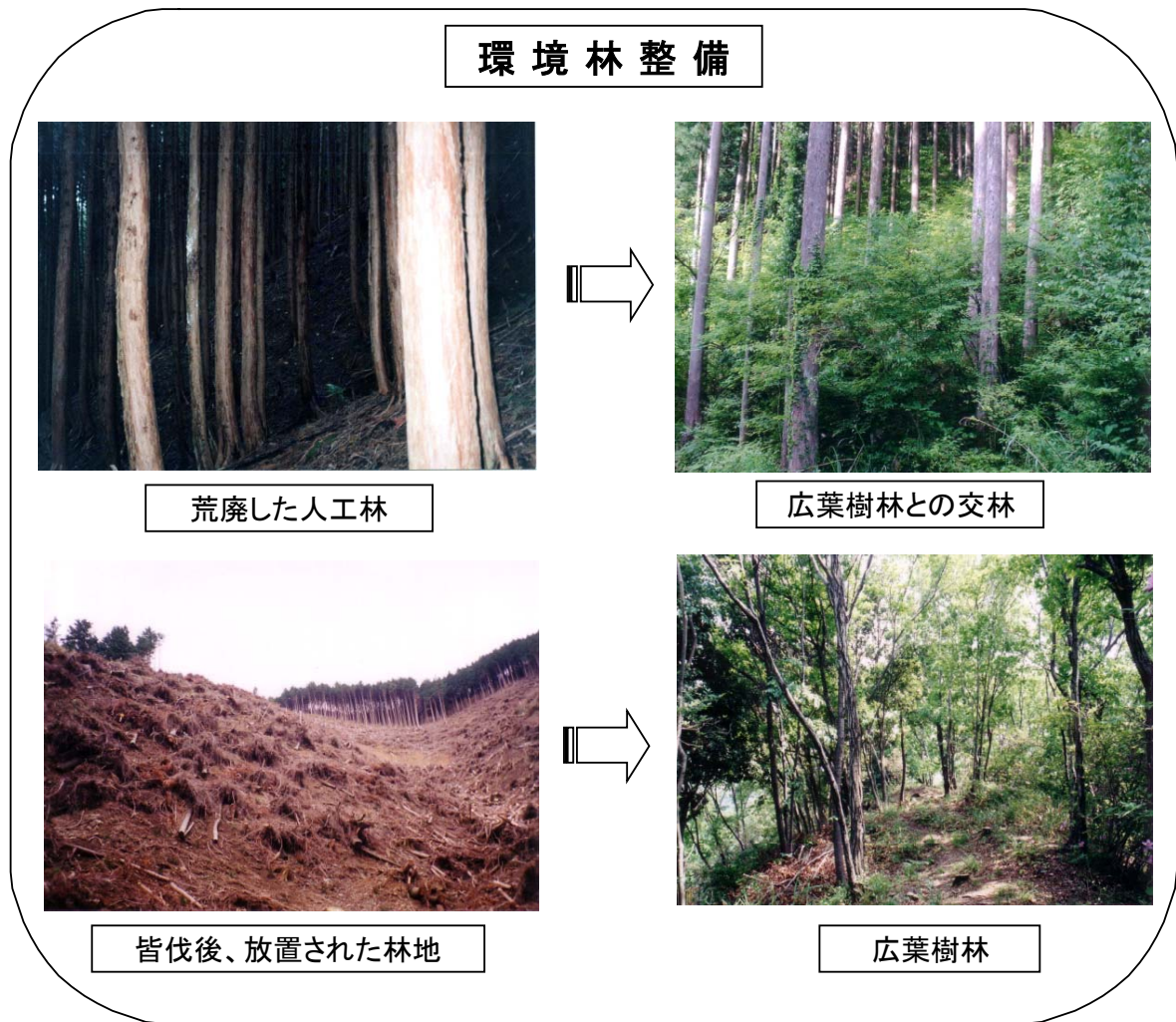


平成15年度に建設されたIターン者の定住住宅(大塔村)

森林の整備については、林業不振の中、放置された森林が増えており、災害防止や景観形成、二酸化炭素吸収源対策等で課題となっていた。これら経済目的でない環境保全を目的とした森林整備を緑の雇用で進めているところであり、平成14年度から現在まで数千haの森林の除間伐、広葉樹植栽等を実施している。

特に「紀伊半島の霊場と参詣道」が平成16年7月に世界遺産に指定されたが、高野町石道、熊野古道等の周辺を囲む森林の景観整備に効果があつた。

環境林の整備



今後、森林整備の事業量の確保が課題となるが、木材需要の拡大、林業振興による森林整備とともに、平成17年2月16日地球温暖化防止対策京都議定書の発効による二酸化炭素の森林吸収源対策が期待される。

また従事者の生活安定のため、本格的な業務への従事や生産性の向上、農業所得などの複合所得（ながら所得）の確保などを進めている。

県内の森林整備を進めるには、森林所有者や行政だけでなく多様な参加者が求められるため、和歌山県では企業や組合、NPO法人、団体等に呼びかけ、和歌山県にある森林を持ったり借りたりしていただいて、森林整備を担っていただくとする「企業の森」制度を進めている。平成14年度から始めて、企業・組合の参加が4、NPO法人が2、合わせて6団体の参加があった。

森林整備の作業をするときは、地元の人といっしょに植栽とか草刈りに参加していただき、普段の世話は地元の森林組合が山の整備を進めている。また、作業の前後で地元の行事等に参加する者もあり、交流による新たな活動が見られるようになった。

また森林整備を目的にした寄付金を募集しており、募金がある程度集まると、植樹のイベントを行い、募金者と地元の人が共同で植樹をしている。この基金は自分の孫の代には、木が生い茂り森林本来の機能が達成されることから「緑の孫基金」と命名している。

緑の雇用は、森林の環境整備、雇用の確保、山村地域の活性化という一石三鳥の狙いで始まったが、3年が経過する中で、順調に推移している。当初は関心のなかった地元の人も森林整備が進み、Iターン者との親交も深まるうち地域資源の見直し等による地域興しも芽生えてきた。今後、農業や水産業でも体験や二地域居住、ひいては定住を促進し、本県の農山漁村の振興を図りたい。

(4) 高知県の事例 ～「4つの人口」に対する取組～

中山間地域が県土の大部分を占める高知県では、地域の資源を活かした都市との交流やU J I ターンなど県内への定住促進を図ることが、産業の振興や地域の活性化を図るうえで、非常に重要であり、次のような取組を進めている。

①情報交流人口

県や市町村の就業や定住に関する支援制度、市町村の窓口や住宅情報、さらに、各市町村の産業の状況や教育、医療施設、図書館の概要などを一元的に県のホームページから、広く情報発信している。

(高知県U J I ターン支援情報ホームページ)

また、こうした情報を冊子にとりまとめ、都市圏でのU J I ターンフェアやアドバイザーによる活動など県外事務所を通じて都市部の方々に情報提供を行っている。(U J I こうち)



②交流人口、二地域居住人口

ア. 地域支援企画員50人の配置

地方分権の進展や少子高齢化、過疎化が進むなかで、交流人口の拡大など地域の活性化を図るためには、それぞれの地域の資源を活かした住民の皆様の主体的な取組が何より重要である。

このため、高知県では、平成15年度から県内7ブロックに7人が、平成16年度から県内25ヶ所に総勢50名の地域支援企画員を駐在させ、市町村と連携しながら、農村体験など、都市との交流を進めていくための人づくりや仕組みづくりの応援を行い、地域の元気づくりに取り組んでいる。

これまでの活動を通じて、県内各地でグリーンツーリズムに取り組む住民主体の活動が芽ばえてきている。こうした活動が自立したものとなり、交流人口の拡大など地域の活性化につながるよう応援していく。



イ. 元気のでる市町村総合補助金

この補助金は、地域の主体的な活動を推進し、自立したまちづくりを進めていくため、市町村等が実施する事業への助成制度である。住民参画または住民主体の地域づくりの視点があれば、いわば何にでも使える補助金である。

また、地域支援企画員が地域の活動を応援する際の財政支援の柱となるもので、補助金ベースで500万円以内は、採択の判断を地域支援企画員（総括）が行うことで地域のニーズに迅速に対応している。

これまでの活動を通じて、県内各地でグリーンツーリズムに取り組む住民主体の活動が芽ばえてきている。こうした活動が自立したものとなり、交流人口の拡大など地域の活性化につながるよう応援していく。

- ・廃校舎を体験交流の拠点として整備する事業
- ・住民グループなどが、体験交流を行うためのメニューづくり

など、地域や住民グループがそれぞれの地域の資源を活かしながら交流を促進する取組を支援している。

体験交流から地域への定住促進を図るためには、空き家などの具体的な情報を発信していくことが必要であり、こうした取組を行う市町村等を積極的に応援していくことが必要だと考えている。



ウ. 都市と農村との交流活動に取り組むグループなどへの研修の実施

都市と農村との交流を推進するため、地域を訪れる方へのサービスや体験メニューの指導方法などについて、交流の実践者によるインストラクター講座を開催し、交流活動に取り組む農家やグループ、関係機関の実践力の向上を図っている。

エ. 観光振興ビジョンの策定

県では、平成16年8月に「あったか高知観光条例」を制定し、これに基づいた実践的な観光ビジョンを策定している。

具体的には、県内の7つのブロックで地域の方々が中心となって、市町村や地域支援企画員も関わりながら、農山村の体験メニューの掘り起こしや体験観光への取組など、それぞれの地域の特性を活かしたブロック毎のものと、それをふまえた県全体のものをビジョンとして、とりまとめている。

今後、このビジョンを地域で効果的に進めていくためには、官民が協力・連携して取り組むことが不可欠であるので、市町村や関係機関、地域の方々と地域支援企画員などが協力して、地域の受け皿づくりや資源のネットワーク化など、魅力ある地域づくりに取り組み、より一層の交流

人口の拡大など、地域の活性化を図っていくこととしている。

③定住人口（担い手対策など）

ア. 主に若者向けの担い手対策

- ・森の腕たち育成事業による若い担い手（40歳未満）の育成

意欲ある林業事業体が若い新規就業者を雇用して実施する、計画的な路線整備や間伐材の生産搬出のOJT（現地実地研修）を支援することで、効率的な木材生産ができる若い担い手育成につなげていく。

- ・林業職場体験教室（高校生など）及び若年労働者（40歳未満）への林業実習研修

高校生や大学生を対象とした林業体験教室等や若年労働者を対象とした林業技術を体験する研修を高知県林業労働力確保支援センターで開催し、林業に対する理解を深め、就業の促進に取り組んでいる。

イ. その他の特定の年代を意識していない担い手対策

- ・新規就農希望者への支援

新たに就農を希望する方への支援策として、県立農業大学校において行う技術研修等のほか、市町村が実施する新規就農者の確保・育成対策への財政支援を行っている。



- ・新規就農者への遊休ハウスの斡旋

新たに就農を希望される方の初期投資を軽減するため、利用可能な遊休ハウスの情報を、高知県農業公社が収集し、希望者に斡旋する取り組みを行っている。

- ・就業直後2年以内の漁業後継者への経済支援

UJIターンなどで新たに漁業に就業され、自営の沿岸漁業者として独立する意欲がある人に対して、支援開始後2年以内に漁船を購入することなどを条件として、技術の習得や生活への支援などを行っている。

このように、様々な担い手対策を実施しているが、UJIターンなど県内への定住を促進していくためには、受け入れようとする市町村の取組と都市部の方々に空き家や農地などの具体的な確かな情報を発信していくことが重要であると思う。

県内の中山間地域には、多くの空き家が存在している。そのなかで、UJIターンなどを積極的に受け入れようとする大豊町で、空き家の調査を行い、平成16年8月に（社）高知県宅地建

物取引業協会の協力を得て、通常の賃貸借契約ではなく、使用貸借の契約が行われた。

他の市町村でも空き家の調査などが行われているが、こうした物件などの情報とともに中山間地域の特性をふまえたしくみづくりが必要であると思う。

〈使用貸借契約〉

- ①費用負担 賃料の授受はないが、固定資産税相当額を費用負担
- ②建物の修繕 入居者
あらかじめ持ち主に文書で計画、金額を示し、許可を得る
- ③修繕の費用 入居者
但し、持ち主の理由による中途解約は、一定の額（残存分）を入居者に支払う
- ④特約事項 地域の共同作業、持ち主の家財道具、持ち主の一時部分使用はあり

(5) 福島県泉崎村の事例

泉崎村は、福島県の中通り南部に位置し、面積 35.40 k m²、人口 6800 人余りの小さな村である。当村では住宅団地「天王台ニュータウン」の販売を通じ、交流人口、定住人口の増加を目指し各種施策を実施している。

① 『e - 村民』 募集事業

“泉崎村を知ってもらおう” “泉崎村のファンになってもらおう” と、平成 14 年度から実施しているこの事業は、会員に村主催のイベント情報や『e - 村民』交流会の情報などを E-メールで提供するとともに、特典として村の温泉宿泊施設「泉崎カントリーヴィレッジ」や村内のゴルフ場などが割引価格で利用できるというものである。

平成 17 年 2 月末現在の登録者数は 1700 名余りであるが、国内ばかりでなくパリやソウルなど海外からも登録いただいている。昨年は、この『e - 村民』登録者の中から「天王台ニュータウン」を購入し、本当の村民となった方が現れた。

『e - 村民』の登録は、泉崎村のホームページ <http://www.webinfo.co.jp/izumizaki/> から。

② 「わっはっは！ 泉崎村」 交流拡大事業

『e - 村民』会員に実際に泉崎村を訪れていただき四季折々の村の良さを味わってもらおうと交流会を毎年 4 ～ 5 回程度開催しており、農業体験やそば打ち、餅つきなどを通じ村民との交流を図っている。

また、東京銀座の「ふるさと暮らし情報センター」を会場に、田舎暮らしに興味がある方を対象に“田舎暮らしセミナー”を開催しているほか、大阪において『e - 村民』交流会と関西福島県人会とのそば打ち交流会を開催し PR を行ったところである。



③ ゆったり通勤奨励金制度の創設

昨年 6 月に「天王台ニュータウン」の販売促進策の一つとして創設したもので、当団地から鉄道を利用して通勤される方を対象に、通勤手当相当額を最長 3 年間、最大 300 百万円支給するというものである。当団地が JR 東北本線泉崎駅まで徒歩 7 分という距離にあり、新幹線を利用すれば東京駅まで 100 分を切るという点がセールスポイントである。

当制度は、住宅団地購入者に通勤手当を支給するというおそらく全国でも初めてとも思える試みと 300 万円という金額がマスコミ関係者の関心を捉え、新聞、テレビ、週刊誌等に数多く取り上げられ予想を超える反響となった。

そこでこの機会に東京銀座に無料大型バスを仕立て、田舎暮らしに興味のある方を日帰りではあるが泉崎村にお連れすることにした。招待会では、住宅団地の案内だけでなく、村長自ら打ったそばと村民ボランティアによる心づくしの田舎料理、そして村営の「さつき温泉」などでもて

なすとともに、村民との交流の時間を設けた。

参加者からは大好評で、これまで4回実施し首都圏から100名を超える参加をいただいた。

④無料職業紹介所開設

「ゆったり通勤奨励金制度」は、数年後に退職を控え、田舎暮らしを夢見る主に「団塊の世代」ともいべき年齢層が対象であるが、若年層を呼び込む手段として昨年10月に開設したのが「いずみざき無料職業紹介所」である。

“仕事があれば田舎暮らしがしたい”との声が以前からあり、改正職業安定法の施行を受け、「天王台ニュータウン」購入希望者及び泉崎村に移住を希望する人に対し職業を紹介しようというものである。幸い村内には60社に上る企業が立地しており、近隣市町村にも多くの優良企業が進出していることから、現在、こうした企業を直接訪問し特別雇用枠の確保をお願いしている。

この企業訪問を通じ、地元企業が管理能力や専門的な技術・資格を持つ即戦力の人材を求めている一方で、中央の大手企業では、社員のリストラや早期退職制度の導入が盛んで、そのために30代や40代で転職を考えざるを得ない境遇にある人が多いことも分かった。そうした人に地方の企業への就職を斡旋し、その経験と実績を活かしていただければ地元企業、ひいては地域にとってもメリットは大きいと考える。



⑤達人サポート隊誕生

「無料で農地お貸しします！」

自治体の住宅団地分譲では、もう当たり前になったインセンティブである。

しかし、実際に野菜を作ろうとしても経験の無い人には正直難しい話だと思う。当村では、単に農地を貸すだけでなく、「野菜づくりのプロが土づくりから教えます！」

泉崎村では、野菜づくりだけでなく、村長得意のそば打ちや山菜取りなどの自称達人達が、新たに村の住人となる方に田舎暮らしの楽しみを伝授する「おせっ会」の立上げを準備中である。（「おせっ会」とは、「お節介」という意味の他に、地元の方言で「教えますか？」という意味もある。）

移住を希望する人にとって一番の心配は、その地域にいかに関わり込んでいけるかということだと思う。住宅団地を販売するだけでなく、そうした人を趣味や遊びの面からサポートし、少しでも地域に関わり込むきっかけをつくることができると考えている。



なお、「おせっ会」最初の取組として、4月から「酒造り」を行う予定である。地元醸造業者や稲作農家のご協力をいただき、新住民に米作りから挑戦していただく。

(6) 新潟県佐渡市の事例 ～空き家対策事業の実施について～

①事業の背景

近年、佐渡島内では少子高齢化に伴い、急激に過疎化が進んでおり、若者の島外流出が目立っている。その影響もあってか、市街地、郊外を問わず、あらゆる地域で空き家が増えてきており、その数は全島で1,500件以上にのぼると思われる。

その一方で、都会から佐渡へと生活の場を求め、「住居があれば佐渡に住みたい」とのUIターン者の声が多く、また空き家の所有者にとっても、留守にしている間の防犯、防災面などで住宅の維持管理に苦勞しているのが実情である。これらの事情をふまえ、合併前の旧両津市で平成14年度から準備を進め、平成15年度から空き家対策事業を開始した。

②旧両津市で行われた事業の概要

ア. 空き家情報システム

ホームページ等により空き家の紹介を行い、空き家所有者と利用希望者の出会いの場を作る。

イ. 空き家現地視察に係る旅費補助金交付

空き家情報システムに登録された物件を島外在住者が視察した場合に、その旅費の一部を補助する。

ウ. ハウスクリーニングサービス事業

利用者の入居決定時など必要な時に空き家の簡易なクリーニングサービスを行う。クリーニング作業は、(社)シルバー人材センターに業務委託している。

③空き家情報提供システムの概要

ア. 市内で空き家を所有している所有者から賃貸・売却の意思を確認する。

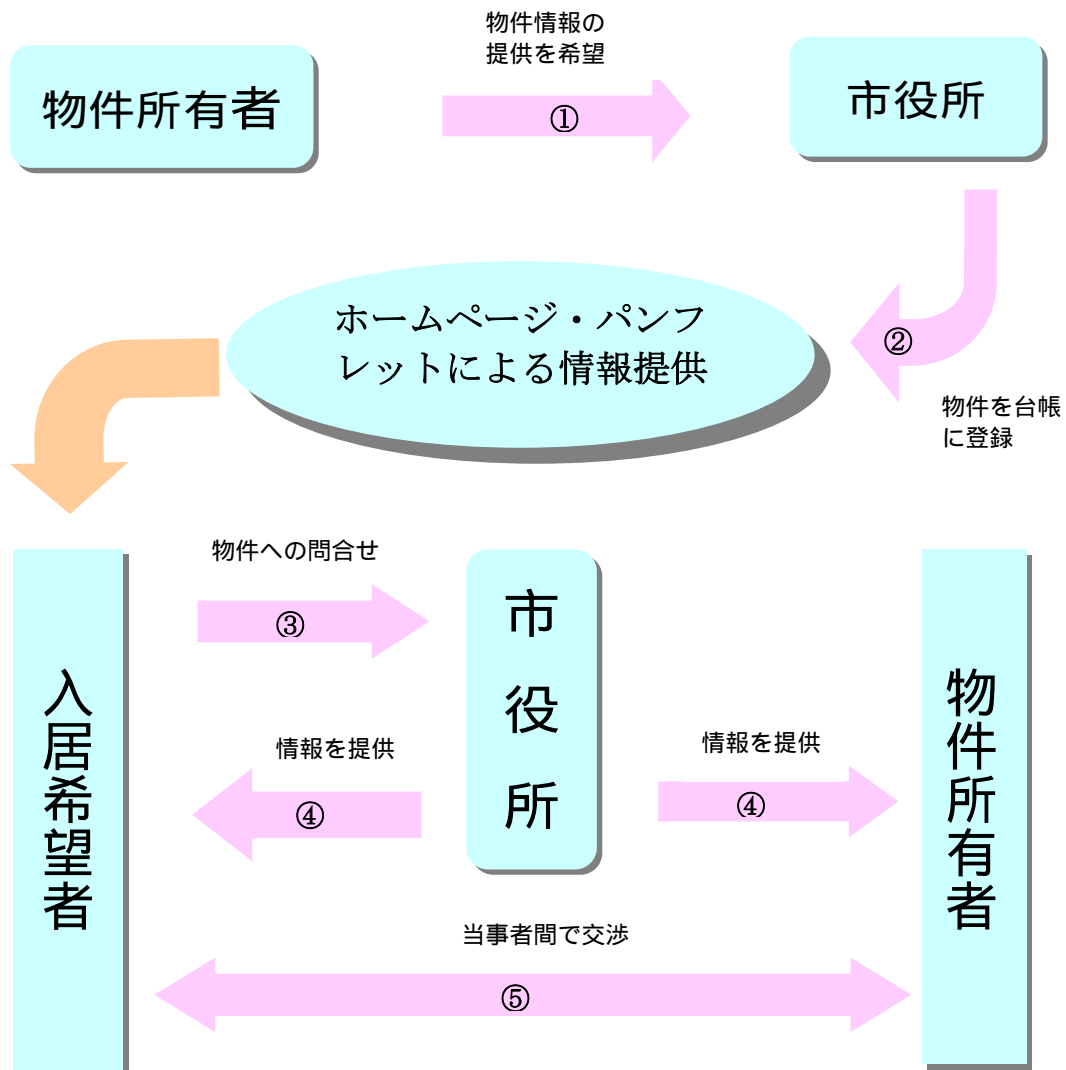
イ. 所有者の提供意思が確認されれば台帳に登録しホームページやパンフレット等で情報を提供する。(その後随時、物件提供者を募集し希望者があれば台帳に登録)

ウ. 賃貸・購入を希望する入居希望者は市役所に物件の問い合わせを行う。

エ. 入居希望者の問い合わせがあれば、物件及び所有者の詳細な情報を提供するとともに、物件所有者へも入居希望者に関する事項を連絡する。

オ. その後の賃貸・売買に関する交渉、契約等については当事者間で行ってもらう。

空き家情報提供システム概要図



④旧両津市における事業実績（平成15年度）

| | | |
|----------------|--------|------------------|
| 判明した空き家件数 | : 270件 | |
| うち 所有者連絡先判明数 | : 237件 | →留守住宅に関するアンケート送付 |
| うち 空き家情報登録件数 | : 17件 | |
| 利用希望者登録延べ件数 | : 22件 | (入居成立件数3件) |
| 空き家視察に係る旅費補助交付 | : 1件 | |
| ハウスクリーニング実施 | : 4件 | |

⑤佐渡市としての取組み

現在、旧両津市地域のみで実施している空き家対策事業を全島で展開する可能性を探るため、両津地区を除く9地区で空き家調査を実施した。

調査は市職員が自宅の近所にある空き家について報告する方法で行い、全地区合計で772件の空き家が判明した。

今後、空き家の所有者又は管理者が判明した404件について、留守住宅に関するアンケートを送付し、空き家住宅の管理状況や賃貸又は売買の意思について調査する。所有者から事業への賛同を得た上でホームページに掲載できる空き家物件を募る。

島内にある数多くの空き家を活用することにより、全島をあげて定住促進と地域の活性化を図る。16年度中に準備を進め、遅くとも17年度中に市内全域を対象とした事業にしていきたい。

(7) 長野県飯山市の事例 ～ふるさと回帰の取組～

飯山市では、15年4月1日に飯山市ふるさと回帰支援センターを立ち上げ、ふるさと回帰運動を進めている。ふるさと回帰支援センターの構成は、市、議会、商工会議所、観光協会、農業協同組合、自治会などのふるさと回帰運動を全市的に進めるための受入組織となっている。飯山市は映画「阿弥陀堂だより」のロケ地となったところで四季の変化に富んだ田園風景と人情味豊かな風土は都会の喧騒を忘れさせてくれるには十分な自然があるところである。



日本のふるさとの原風景が広がる

飯山市は、グリーンツーリズムの推進に取り組み10年を経過したが、毎年8000人の子どもたちが農業体験の現地学習に取り組んでおり、この経験と実績を基に都会からのふるさと回帰に結び付けたいとの思いがある。ふるさと回帰にはまず相談案内体制の整備が必要であり、東京都内において飯山での暮らしを紹介する「いいやまふるさと暮らし学習講座」を四季ごとに年4回開催するほか、飯山に来ていただき実際の田舎暮らしを体験する「実践講座」も四季ごとに4回開催して、農業体験、田舎暮らしを始めた人との交流、古い民家の物件見学などを行っている。



飯山のふるさと回帰支援センターの特長は、情報発信と相談体制を行政が受け持ち、農作業や田舎の不動産の案内など田舎暮らしの実践的なところは地元の農協が受け持ち、都会の人たちが田舎暮らしを始めるまでのいろいろな条件整備を安心して任せただけの体制を整備しているところである。また、飯山に定住した都会の人たちが農作業を学ぶほか副収入の確保対策として市内の営農類型の違う農家30戸の加入による「てん



だい倶楽部」を設置して、自分の都合に併せて農業学習ができる体制を整えている。また定住を目指した田舎暮らしを体験してみたい人のために、農家民宿に泊まっての田舎暮らし体験など豊富なメニューを取り揃えて推進を図っている。

この5年間で都会から飯山に定住された方は、30戸で80人ほどの皆さんがおられるが、さらに週末滞在、月間滞在、夏季滞在などの一時的滞在者は近年大きな伸びを見せている。定住された方々の北信州ふるさと倶楽部も結成され、30人ほどの皆さんが年に数回集まり田舎暮らしの意見交換や親睦会などを行うなど田舎暮らしを満喫しておられる。



地元の方達との交流を通じて地域を学ぶ